

名家連ニュース

令和4年6月11日(土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.875号

虐待通報義務化、明記せず 強制入院の縮小方針も削除 精神医療、厚労省検討会

精神医療に関する厚生労働省の有識者検討会は9日、報告書をまとめた。直前までの案では、精神科病院で虐待に気付いた職員らに自治体への通報を義務化する方針を明記していたが、盛り込まなかった。強制入院の制度についても、当初案にあった縮小方針を削除。いずれも日本精神科病院協会が反発したためとみられ、後退した。

厚労省は年内の臨時国会にも精神保健福祉法改正案を提出する方針だが、当事者や障害者団体からは「患者の権利が守られない」と落胆や批判の声が上がっている。

虐待については、福祉施設や雇用主には障害者虐待防止法で通報が義務付けられているが、医療機関は対象外。2020年に神戸市の精神科病院で看護師ら6人が逮捕された事件を受け、病院にも通報義務を課すよう求める声が高まっていた。

報告書は、前回までの案では「通報義務の仕組みを設けることについて、制度上の対応を検討するべきだ」としていた。だが、最終的には「通報義務」の文言を削除。「虐待の早期発見、再発防止に資する制度化に向けた検討を行うべきだ」と曖昧な表現となった。

強制入院の一つである医療保護入院を巡っては、厚労省は検討会で当初「制度の将来的な廃止」を掲げたものの、相次いで方針を後退。縮小の方向性も撤回し「将来的な見直しについて検討」という記述にとどまった。

精神科病院では現在、「多動または不穏が顕著」な場合、隔離や身体拘束が認められている。報告書は「不適切な隔離・拘束をゼロとする」として、多動や不穏だけでなく「患者への治療が困難で、放置すれば生命にまで危険が及ぶ恐れが切迫している」などの条件を追加。対象を明確化すべきだとした。

このほか、医療保護入院の一部の患者を中心に、福祉職ら外部の支援者が訪問して相談に乗る新たな仕組みを導入する。(共同通信 市川記者 6/9)

[地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会\(厚生労働省のサイト\)](#)



教科書展示会 開催中



愛知県教育委員会主催で、令和5年度に使用される教科書(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)の展示会が鶴舞中央図書館で開催されています。4月より、高等学校の保健体育で精神疾患を学ぶことになりました。教科書でどのように記述されているのか確認することができます。

日時:令和4年6月3日(金)から6月30日(木)

図書館開館時間中

場所:鶴舞中央図書館2階研修室

問合せ先:名古屋市教育委員会指導室 TEL 052-972-3232